

労働基準広報 2018 No.1976

11/11

CONTENTS

特集 健康保険の被扶養者の認定事務の改正で通知——— 6

本人申立てのみの認定を認めず 生計維持関係等の確認書類により認定

平成30年8月29日に厚生労働省は、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」の通知を行った。同通知は、日本国内に住所を有する者の健康保険の被扶養者認定を受ける際の「扶養認定事務の変更」と「続柄や年間収入等を確認するために必要な書類の変更及び一部確認書類の省略」を主な内容としている。「扶養認定事務の変更」とは、(1)身分関係の確認、(2)生計維持関係の確認(扶養認定を受ける者の年間収入等の確認、被保険者と扶養認定を受ける者が同居しているか否かの確認)———について、本人申立てのみの認定を認めないこととし、上記(1)、(2)を確認できる書類を基に認定を行うというもの。今回は、この「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」の通知の内容と同通知について厚生労働省及び日本年金機構が公開したQ&Aについてみていく。

(編集部)

●ひと・はなし

- 土屋喜久 職業安定局長 ————— 16
- 小林洋司 雇用環境・均等局長 ————— 17

●相談です！ 弁護士さん ————— 18

相談11 『こんな会社辞めてやる！』との発言
～従業員の「退職」にまつわる問題～
「退職」についての理解が曖昧だと
トラブルになることが多い

(執筆/弁護士・庄子浩平(ユナイテッド・コモンズ法律事務所))
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●労働判例解説/神奈川SR経営労務センター事件 — 28

産業医の意見書を参考に退職期間満了で退職に
主治医の「復職可能」の診断書は信用
できるとして退職扱いを無効と判断

(平成30年5月10日・横浜地裁判決)
(弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕)

●NEWS ————— 1

(厚労省・労働施策基本方針(案)を示す)改正
労基法を周知徹底すべく企業に働きかけ/
(29年版働く女性の実情まとまる)管理職に占
める女性の割合の平均値は14.3%/ (厚労省・
専門家による検討会設置)裁量制の実態把握
する新たな調査手法を検討/ほか

●労務資料/平成29年 雇用動向調査結果 — 42

前年より入職率は上昇、離職率は低下
(厚生労働省調べ)

●連載 労働スクランブル③④ (労働評論家・飯田

康夫) — 40 ●本誌読者アンケート — 47 ●わたしの
監督雑感 愛知・豊田労働基準監督署長 藤原隆
— 54 ●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

労務相談室

回答者

- 雇用保険法 [事業所が被災し社員が一時離職] 雇用保険の特別措置は ————— 48 特定社労士・三戸礼子
- 労働基準法 [年5日の年休取得義務への対応] 夏季休暇等を計画年休にしたい — 50 弁護士・加島幸法
- 安全衛生 [働き方改革法成立で面接指導制度が強化] 中小企業も対象なのか — 52 弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内